

東北大学未来科学技術共同研究センターと南相馬市及び浪江町との連携協力に関する協定書

国立大学法人東北大学未来科学技術共同研究センター（以下「甲」という。）、南相馬市（以下「乙」という。）及び浪江町（以下「丙」という。）は、相互に連携・協力することに合意し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が相互にかつ緊密に連携・協力し、福島イノベーション・コースト構想の実現に向けた取組を展開し、福島の復興・再生に資することを目的とする。

（協定事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携して取り組むものとする。

- （1）次世代モビリティ（自動運転、電気自動車等）の社会実装による地域公共交通の課題解決に関すること。
- （2）次世代モビリティ（自動運転、電気自動車等）分野に係る産学官連携に関すること。
- （3）その他、相互に連携・協力することが必要と認められる事項。

2 甲、乙及び丙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、必要に応じて協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲、乙及び丙合意の上、決定する。

3 甲、乙及び丙は、第1項各号に定める事項の一部を、協議により甲、乙及び丙の関係機関に実施させることができる。

（守秘義務）

第3条 甲、乙及び丙は、本協定に基づく事業を行う上で、互いに知り得た情報は、本協定に基づく事業を遂行するためにのみ使用するものとし、事前に相手方の承諾を得ずに第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、法令又は条例の規定により開示しなければならない場合、既に公知となっている情報の場合及び当該当事者の了承を得た場合はこの限りではない。

2 前項の規定は、本協定の期間が満了した場合においても効力を有するものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から2年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲、乙及び丙のいずれかが書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

（成果等）

第5条 連携・協力の具体的な方法及び成果の利用条件等については、甲、乙及び丙が別途協議するものとする。

（疑義等の決定）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の各事項の解釈について疑義が生じたときは、甲、乙及び丙協議の上、これを定めるものとする。

この協定を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙それぞれ署名の上、各自その1通を所持する。

令和元年11月7日

甲 宮城県仙台市青葉区荒巻字青葉6－6－10

国立大学法人東北大学未来科学技術共同研究センター

センター長 長谷川 史彦

乙 福島県南相馬市原町区本町二丁目27番地

南相馬市長 門馬 和夫

丙 福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田7－2

浪江町長 吉田 敦博